

紀美野町第3回臨時会議録
令和7年8月20日（水曜日）

○議事日程（第1号）

令和7年8月20日（水）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期決定の件
第 3 諸般の報告
第 4 議案第62号 紀美野町土地開発公社の解散について
第 5 議案第63号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
第 6 議案第64号 工事請負契約の締結について
第 7 議案第65号 工事請負契約の締結について
第 8 議案第66号 農業委員会委員の任命の同意について
第 9 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
-

○会議に付した事件

日程第1から第9まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏院亮
6番	埴谷高夫
7番	美野勝男

9番 向井中 洋二
10番 伊都 堅仁
11番 美濃 良和
12番 七良浴 光

○欠席議員

8番 北道勝彦

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川 裕康
副町長	細嶋 康則
総務課長	曲里 充司
企画管財課長	高田 真孝
建設課長	中原 貴康
農業委員会事務局長	吉見 將人

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長	井戸向 朋紀
事務局書記	西本 貴哉

開 会

○議長（七良浴 光） 皆さん、おはようございます。

北道勝彦議員から欠席届が出てますので、報告します。

ただいまから令和7年第3回紀美野町議会臨時会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（七良浴 光） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（七良浴 光） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番、中原和也議員、3番、桐山尚己議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（七良浴 光） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から、調査結果を報告願います。

向井中洋二委員長。

（議会運営委員長 向井中洋二 登壇）

○議会運営委員長（向井中洋二） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

一昨日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日1日限りとし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 向井中洋二 降壇）

○議長（七良浴 光） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま報告のとおり、本日1日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（七良浴 光） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から臨時会招集の挨拶の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

全国的に記録的な猛暑が続いており、連日のうだるような暑さに、心身ともに厳しさを感じる日々が続いております。

議員の皆様方には体調管理には十分御留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

本日ここに、令和7年第3回紀美野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用中にもかかわりませず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先月30日には、カムチャツカ半島においてマグニチュード8.7の地震が発生し、北海道から和歌山県にかけての太平洋沿岸に津波警報が発令されました。

一時は、東日本大震災を思い起こさせるような不安がよぎりましたが、幾度か津波が押し寄せたものの、人的被害がなかったことに安堵しているところでございます。

改めて、今後発生が懸念されている南海トラフ地震への備えの重要性を強く認識した次第でございます。

また、去る8月15日には「第20回きみの夏祭り」を盛大に開催することができました。

昨年に引き続き、前日の14日夜に祭りの前夜祭として、町内5か所で花火を打ち上げました。

祭りの会場に足を運べない方々にも、家の近くで花火を楽しんでいただきたいという思いで行ったものであります。今年は昨年より花火の数も増やしましたので、「大変よかったです」との声をたくさんいただきました。

祭りの当日は、約5,000人の来場客で会場は大いににぎわい、町民の皆さんをはじめ多くの皆さんにふるさとのお祭りを楽しんでいただけたものと思っております。

さて、このたびの臨時会に上程している案件は、議案第62号から議案第66号まで

の5件であります。

紀美野町土地開発公社の解散についての案件が1件、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する案件が1件、工事請負契約の締結についての案件が2件、農業委員会委員の任命の同意を求める案件が1件の計5件でございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、臨時会招集に係る御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長(七良浴光) 以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第62号 紀美野町土地開発公社の解散について

○議長(七良浴光) 日程第4、議案第62号、紀美野町土地開発公社の解散について議題とします。

説明を求めます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長(高田真孝) おはようございます。

私のほうからは、議案第62号の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第62号、紀美野町土地開発公社の解散について。

紀美野町土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月20日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由については、紀美野町土地開発公社について、近年の社会情勢の変化等により、存続の意義が極めて低くなっている状況から、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき解散するため、提案するものであります。

去る令和7年8月6日に開催した令和7年度第2回紀美野町土地開発公社理事会において、解散についてと清算人及び代表清算人の選任についての2議案について、出席者全会一致で同意をいただきました。

代表清算人は理事長である細嶋康則、清算人は理事長を除く14名全員が清算人とな

ります。

残余財産の処分方法と主な手続について、簡単に説明させていただきます。

参考資料の1ページを御覧ください。

1番の現金及び預金と、2番の清算結了までの収支見込額をトータルして、3番の公社保有の現金及び預金見込額は3,565万7,446円となります。令和7年8月6日の理事会で報告させていただいた数値となります。

保有土地につきましては、福井樺山団地宅地造成用地3区画と特定土地等事業用地1筆になります。

これらは全て町に帰属することになります。

今後の主な手続ですが、本件を御可決いただいた後は、和歌山県知事へ申請を行い解散認可されることで解散となり、清算の手続を進めることになります。

最後に、町及び町議会へ清算結了の報告を行うことで全ての手続が完了することになります。

以上、簡単ではございますが、紀美野町土地開発公社の解散についての説明とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○議長（七良浴 光） これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番（埴谷高夫） 結了について、結了というか、解散について異議を唱えるものではありませんので、その点を前もって言っておきますけれども、私、一般的に、結了まで、知事の認可まで、相当時間がかかるというのは想像できるのですけれども、しかし、9月議会、12月議会、どのようになるか分かりませんよね。そういう中で、私、やっぱり先に、解散と同時に予算の中で、予算に組み込んでいくべきでないかと、このように思うんですけども、それの方針というのはどのようにになっているんでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、まだ議会の議決もないし、決まってないわけですけれども、受け入れた場合、これらの土地というはどういう活用の方法を考えていらっしゃるのか、これも分かつてればお答え願いたいと思います。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。
(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

まず、予算についてなんですけども、先ほども説明させていただいた、大体3,565万7,446円が見込額ということで、町に最終的には金額的にはこれが入る、一般会計で受ける形になるというふうに考えております。

土地については、町に帰属するという形になるんですけども、ここは予算化については、まだちょっと解散が認可というのを進んでいませんので、知事の認可を受けて、そのタイミングで清算を始めるんですけども、予定としては12月ぐらいに予算化したいというふうには考えております。そういうことです。

それから、土地についてですけども、今後の利活用というお話をいたしましたが、これについては、町において、引き続き、この福井櫻山団地の3区画については販売していきたいなというふうに考えておりますが、具体的な方法等はまだ決まっていませんので、今後、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。
○6番（埴谷高夫） 予算化についてですけど、分からんわけですよね、いつか。しかし、そう遠くない時期にもう解散、結了となるのはもう分かっている。認可もあるのは分かっていると。でしたら、やはりこの解散と同時に予算化すべきじゃないかと思います。というのは、例えば9月の議会が終わってから、12月議会までの間にそういうことが進んだとしますよね。認可が下りて、もう理事会で放っておくということはないですから、認可が下りたら理事会をすぐ開いてというのは、清算総会みたいなものを開いてやるということになるわけですから、タイムラグみたいなん生じるわけですよね。そしたら、町長さんはどうするかいうたら、専決処分か何かせなしやないと、このようになってきたら、私はこれはちょっと違うんじゃないかなと思います。だから、一般的に私ちょっと調べたら、解散と同時に予算化しといて、そうして準備しとくと。そういうのが一般的なやり方だと読んだんですけれども、そういうことではないんでしょうか。

○議長（七良浴 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝）　　ただいまの予算化についてのお話にお答えしたいと
思います。

うちのほうでも、いろいろ近隣市町村も解散した市町村ありますので、そちらのほう
にも話を伺って、県のほうにも話を伺っております。

解散の認可についても、結構日数を要するというふうにも聞いておりますし、予算化
についても、同時にしている市町村もあるというのは聞いていますので、12月で十分
対応できるかなという判断の下、今回こういった形で提案させていただいたところで
あります。よろしくお願ひいたします。

○議長（七良浴光）　　6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫）　　しつこくてすみません。そしたら、当初予算なんて必要ない
ところいっぱい出てくるやないですか。計画では6月以降にやりますよというような計
画もあるわけですよね。それは十分そういうことがあり得ると。ところが、当初で決める
わけでしょう。それはなぜかというたら、今年中には予定されるだろうと。繰越明許
とか債務負担行為、いろいろありますけれども、今年中には何とかなるだろうというこ
とで、当初予算に組むわけですよね。そしたら、これも一緒にやないですか。来年の3
月を越えるということは多分ないでしょうと。半年やつたらちょうどあかんのか。4か
月、5か月で通るとしたら、それ以前にももう分かっているわけですから、12月議会
で待つんじゃなしに、予算の編成方針として、そういう方針が正しいのかどうかとい
うのを私聞きたいわけです。それだったら、先ほども言ったように一緒でしょう、ほかの
予算も。そういうことじゃないんですか。

○議長（七良浴光）　　高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝）　　先ほどの御質疑にお答えさせていただきます。

やはりその清算という手続が認可された後、もう少し具体的なというか、精緻を高め
た数字を予算化したいというふうに考えておりますので、12月ぐらいが妥当ではない
かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良浴光）　　しばらく休憩します。

休憩

（午前 9時17分）

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時19分）

○議長（七良浴光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴光） これで質疑を終わります。

これから議案第62号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴光） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第63号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（七良浴光） 日程第5、議案第63号、公益法人等への職員の派遣等に
関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を求めます。

曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 議案書の2ページをお開きください。

議案第63号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方
自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月20日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

紀美野町土地開発公社の解散に伴い、条例の適用団体から除外する必要があるため条例の改正を行うものでございます。

議案書の3ページを御覧ください。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

今回の改正は、紀美野町土地開発公社が解散となるため、団体業務に役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる団体から、紀美野町土地開発公社を削除するものでございます。

改正の内容でございます。

職員の派遣、第2条で、紀美野町土地開発公社を削除するものでございます。

附則でございます。

この条例は、紀美野町土地開発公社の解散の日の翌日から施行するものでございます。

以上、議案第63号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（七良浴 光） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第63号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（七良浴光） 日程第6、議案第64号、工事請負契約の締結について、議題とします。

説明を求めます。

中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康） おはようございます。

それでは、私のほうから議案第64号について御説明させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。併せて、議案参考資料2ページから5ページも御覧ください。

議案第64号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月20日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の内容でございます。

契約の目的は、町道釜滝柴目線道路改良工事でございます。契約方法は、指名競争入札でございます。契約金額は、1億4,616万5,800円でございます。契約の相手方は、和歌山県海草郡紀美野町福田33番地、株式会社杉野組 代表取締役 杉野兄司雄でございます。

この工事につきましては、令和2年度から工事に着手しております、町道釜滝柴目線道路改良工事のうち、令和3年度完成区間の起点から令和6年度完成の橋梁部分、現在施工中であるトンネル部分を除いた延長467.3メートルの道路改良工事を実施するものでございます。

詳細につきましては、議案参考資料2ページから5ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第64号の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

（建設課長 中前貴康 降壇）

○議長（七良浴光） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番 (美濃良和) おはようございます。

この件について、若干お聞きしときたいと思います。

この64、また65号については、同じ日に入札が行われているということでござりますけれども、何にしても、1億円を超す工事、期間が1年違っていますけれども、その能力審査、そのことについてはどのように行われておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長 (七良浴 光) 細嶋副町長。

(副町長 細嶋康則 登壇)

○副町長 (細嶋康則) それでは、私からは、紀美野町の低入札価格調査委員会の委員長という立場からお答えをさせていただきます。美濃良和議員の御質疑でござります。

調査委員会、これは8月の14日に開催し審議しております。この議案の後のものと同日にしております。ただ、この調査委員会というのは、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者を落札者とすべき事態が生じたときは、当該入札価格の内訳等を精査し、その者により当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかということを調査する委員会でございます。

この株式会社杉野組は、昭和30年創業の特定建設業許可を取得した地元の業者でありまして、同種の施工実績が数多くございます。技術者についても、1級土木施工管理技士が4名、2級土木施工管理技士が1名在籍しております。このうち、監理技術者の資格を所持している者が3名いらっしゃいます。技術、能力、実績ともに、問題がないと判断いたしました。

今回、低入札に至った理由でございますが、現在手持ちの工事が順次完了し、当工事に集中できる。自社の企業努力と資材取引事業者の協力的な見積価格、そして、当該工事箇所は事務所からも近いため、経費を抑えることができたということでございます。

積算につきましても、直接工事費の各単価については、経費の把握及び下請業者の見積りに基づき、必要な積算金額が計上されておりまして、安全性を十分確保した施工が可能であるものと考えました。諸経費につきましても、品質確保を図る試験費や事故防止のための安全対策費など、必要な経費は適切に計上されていることを確認しております

す。

以上によりまして、当委員会の審議の結果といたしまして、優秀な技術者、豊富な実績と経験、協力会社の信頼関係により、安全で良質な施工が可能であると決定し、町長に報告したものでございます。

以上でございます。

(副町長 細嶋康則 降壇)

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） 説明いただきたいんですけども、入札のときに能力審査をして、そして、この入札に参加してもらえるかどうか、そのところについては審査すると。今の説明ではそうで、その結果、問題はなかったということなんですね。

あと、ちなみに、この協力会社があるということについて、それは何社で、どんなところが入っているわけですか。

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。
○建設課長（中前貴康） 私のほうから、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

協力会社、今回の町道釜滝柴目線道路改良工事につきましては、ほとんど自社で行われると。一部を下請さんにお願いしたりということなんんですけども、特に資材関係で協力会社として2社、それぞれの部材について、2社以上のそういう問屋さんというか、資材屋さんから見積りを徴して、安価なものを採用しているということで、それらについても、こちらのほうで確認はしております。

以上です。

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。
○11番（美濃良和） 2社があるということでございますが、その名称についてはいかがでしょうか。

○議長（七良浴 光） しばらく休憩します。

休憩

(午前 9時33分)

再開

○議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時35分)

○議長（七良浴 光） ほかに質疑。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番（埴谷高夫） そしたら、すみません。その一部の下請の人を教えてください。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） それでは、埴谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

現在の下請予定の業者につきましては、法面工で有本建設さん、それから舗装工で司建設工業株式会社さんを下請予定業者として予定してございます。

以上です。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 令和9年度までやるわけですから、その間の物価の上昇、また賃金の上昇というのは当然あるわけですね。そういうのを加味されて、こういう落札になっているんでしょうか。それとも、そういうのは関係なしに、長期にわたりますけれども、それはもう勘定されているんやね。一定勘定されて、入札に参加しているということになるんですが、後ほど、その物価高騰につき、契約書の中ですよ、物価高騰につき、また、補正予算を組まなかんと、こういうことになるということは、それはないんでしょうか。

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 埴谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

議案第64号の契約につきましては、令和8年3月31日までの契約となつてございます。今、議員おっしゃられたのは65号のことかとは思いますが、物価高騰に伴うということで、契約書の中に単品スライド条項、それからインフラ条項といった形での、そういう物価高騰があった場合の対応することが契約書の中にうたわれておりますので、それに基づきまして、そういう場合には対応したいと考えてございます。

以上です。

○議長（七良浴光）ほかに質疑ありませんか。

2番、中原和也議員。

（2番 中原和也 登壇）

○2番（中原和也）質問させていただきます。

瑕疵担保責任はどのようにになっているか、ちょっと詳しく教えていただきたいです。

（2番 中原和也 降壇）

○議長（七良浴光）中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康）中原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

瑕疵担保条項につきましても、契約書の中で県も合わせた形での同じような条項で定められておりまして、その契約に基づき、手続というか、対応したいというふうに考えております。

以上です。

（建設課長 中前貴康 降壇）

（発言する者あり）

○議長（七良浴光）静粛にしてください。

2番、中原和也議員。

○2番（中原和也）その内容はちょっと僕は分からないんで、教えてもらいたいんですけど、どこを調べれば分かるんですか。

○議長（七良浴光）しばらく休憩します。

休憩

（午前 9時40分）

再開

○議長（七良浴光）休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時45分）

○議長（七良浴光）中前建設課長。

○建設課長（中前貴康）すみません、まず最初に、先ほど私、瑕疵担保ということで申し上げましたが、ちょっと改正していた言葉が抜けておりまして、間違っております

ました。ここで訂正させていただきます。申し訳ございません。

現在、契約不適合責任ということで、契約書の第42条に、発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、補修又は引渡しによる履行の追完を請求することができるということで、契約書の第42条に掲載されてございます。

以上です。

○議長（七良浴光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） すみません、私も質疑の仕方が間違っていました。

その契約不適合責任の中に、その工事終了後、完了後、何年間保証してもらえるのか知りたいんです。というのは、この盛土が非常に多くて、近年、この低価格で工事された道路が非常に短期間で波打つことが多いので、この辺がとても気になるので、何年間保証していただけるのか、もう一度確認させていただきたいです。

○議長（七良浴光） しばらく休憩します。

休憩

（午前 9時46分）

再開

○議長（七良浴光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時49分）

○議長（七良浴光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 度々申し訳ございません。

契約の不適合の責任期間ということで、引渡しを受けた日から2年が経過するまで、請求等をすることができるということで記載されてございます。

以上です。

○議長（七良浴光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴光） これで質疑を終わります。

これから議案第64号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴光） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第65号 工事請負契約の締結について

○議長（七良浴光） 日程第7、議案第65号、工事請負契約の締結について、

議題とします。

説明を求めます。

中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康） それでは、引き続きまして、私のほうから議案第65号について御説明させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。併せて、議案参考資料6ページ、7ページも御覧ください。

議案第65号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月20日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の内容でございます。

契約の目的は、令和7年災、国災第304号、町道上ヶ井東原線地すべり災害復旧工事でございます。契約方法は、指名競争入札でございます。契約金額は、1億6,710万6,500円でございます。契約の相手方は、和歌山県海草郡紀美野町福田33番地、株式会社杉野組 代表取締役 杉野兄司雄でございます。

この工事につきましては、令和5年6月から令和7年2月発生の町道上ヶ井東原線赤木地内における地すべり災害復旧工事を実施するものでございます。

詳細につきましては、議案参考資料6ページ、7ページのとおりでございます。

以上、簡単でございますが、議案第65号の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（七良浴 光） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） それでは、お聞きしたいと思います。

この件につきましても、調査基準価格以下になっているわけですね。大体税抜きの2,000万円ほど低い数字になっているかというふうに思いますけれども、契約期間が、さつきの契約と1年長い期間になっているわけでございますけれども、1年間は2つ並行してやっていくというふうなことになるんではないかというふうに思いますが、この工事について、まず入札に参加してやっていく能力について、もう一度説明を願いたいと思います。

また、この調査基準価格よりも2,000万円余り低い数字に至った、その理由についても説明を願いたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良浴 光） 細嶋副町長。

(副町長 細嶋康則 登壇)

○副町長（細嶋康則） それでは、私から議案第65号の工事請負契約の締結についての中で、その調査した内容、そういうものを紀美野町低入札価格調査委員会委員長の立場からお答えをしてまいります。

この調査委員会は8月の14日に開催し審議をしております。議案第64号と契約の相手方が同一でありますので、重複することも多々ありますが、よろしくお願ひします。

まず、契約会社杉野組、昭和30年創業の特定建設業許可を取得した地元の業者でありまして、同種の施工実績も数多くございます。技術者につきましても、1級土木施工管理技士4名、2級土木施工管理技士が1名在籍しております。このうち、監理技術者の資格を所持している方が3名ございます。したがいまして、技術、能力、実績とともに問題ないと判断いたしました。

そして、今回、低入札に至った理由といたしましては、現状の手持ちの工事が順次完了して、当工事に集中できる。それから、自社の企業努力と下請事業者や資材取引事業

者の協力的な見積価格によって、本価格での応札が可能になったとのことであります。

また、下請事業者については、法面工の豊富な施工実績や経験を有する協力会社であることを確認しております。

諸経費につきましても、品質確保を図る試験費や事故防止のための安全対策費等の必要な経費は適切に計上されておりまして、また、積算についても、これまで取引実績のある協力会社の見積りにより積算され、設計価格との比較結果から、適正な価格の計上を確認しております。

以上によりまして、当委員会の審議結果といたしまして、優秀な技術者、豊富な実績と経験、協力会社の信頼関係により、安全で良質な施工が可能であると決定しまして、町長に報告したものでございます。

(副町長 細嶋康則 降壇)

○議長（七良浴 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 先ほども言いましたけれども、令和8年度は2つの工事を並行してやっていくということでございます。それについては、下請等の優秀なところがあるということでございましたけれども、それがその入札に参加させる能力審査であったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（七良浴 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

両箇所が同時期の施工となるということでの御質疑だと思いますが、地すべり工事につきましては、まず準備段階のものが今年度実施するということで、そういった人員の配置も適正に対応できているということで確認は取れてございます。

以上です。

○議長（七良浴 光） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） これで質疑を終わります。

これから議案第65号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴光） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第66号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（七良浴光） 日程第8、議案第66号、農業委員会委員の任命の同意について議題とします。

説明を求めます。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） それでは、議案書の6ページをお開きください。

参考資料8ページとなります。

議案第66号、農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記といったしまして、氏名は、本田泰男、生年月日は、昭和●●年●●月●●日、住所は、紀美野町●●●●番地でございます。

提案理由でございますが、令和7年6月11日付で1名の方が辞職されました。農業委員が1名欠員となったため、新たに委員を任命いたしましたく、提案するものでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

（町長 小川裕康 降壇）

○議長（七良浴光） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴光） これで質疑を終わります。

これから議案第66号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（七良浴光） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（七良浴 光） 起立全員です。

したがって、議案第66号は、同意することに決定しました。

◎日程第9 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（七良浴 光） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（七良浴 光） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（七良浴 光） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎閉会

○議長（七良浴 光） 会議を閉じます。

令和7年第3回紀美野町議会臨時会を閉会します。

(午前10時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年8月20日

議長 七良浴 光

議員 中原 和也

議員 桐山 尚己